

杉並区民営自転車駐車場育成補助金交付要綱

昭和60年3月30日

杉土交発第136号

改正	昭和63年12月21日杉土交発第203号	平成10年4月30日杉土自発第32号
	平成19年3月29日杉並第83781号	平成20年10月14日杉並第40386号
	平成31年3月11日杉並第66332号	令和4年8月3日杉並第23637号

(目的)

第1条 この要綱は、駅周辺等公共の場所における自転車の放置防止、交通の安全・円滑化及び区民の良好な生活環境の向上を図るため、杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（昭和59年杉並区条例第46号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、民営自転車駐車場の設置及び管理に要する経費に対して民営自転車駐車場育成補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業及び補助対象者)

第2条 この要綱の規定により補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助事業」という。）及びその対象者は、自転車の放置防止に寄与する民営自転車駐車場の設置事業を行う者であって、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 自転車駐車場の位置が条例で定める放置禁止区域内にあること。
- (2) 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること。
- (3) 一般区民の利用する自転車を収容する施設であること。
- (4) 当該自転車駐車場が継続して5年以上運営されること。
- (5) その他区長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる自転車駐車場は、補助の対象としない。

- (1) 鉄道事業者又は財団法人が設置し、運営する自転車駐車場
- (2) 条例第21条及び第24条の規定の適用を受けて設置される自転車駐車場

(補助の対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条に定める自転車駐車場の建設費及び管理費とし、土地取得費、建物等解体費、賃借料、各種手数料等費用及び消費税は除くものとする。

2 前項の規定により補助の対象となる建設費は、自転車駐車場建設費及び駐车用機械器具等整備費とする。ただし、他の用途の施設と併設する場合にあつては、自転車駐車場部分の経費に限るものとし、その建設が毎年度2月末までに完了する予定のものとする。

3 第1項の規定により補助の対象となる管理費は、当該自転車駐車場の供用開始日の翌年度4月1日から3月31日までを1年目として起算し、3年を超えて補助金の交付を受けることができないものとする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、次のとおりとする。

(1) 建設費

標準建設費（収容台数1台につき、単価110,000円を乗じて得た額）又は建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助金の交付限度額は1,000万円とする。

(2) 管理費

自転車の年間駐車実績台数を供用した日数で除して得た台数又は収容台数のいずれか低い台数に単価3,000円を乗じて得た額とする。

2 補助金の交付は、予算額の範囲内で行うものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 前条第1項第1号の建設費に係る補助金の交付を受けようとする者は、自転車駐車場の建設を始める前に民営自転車駐車場育成補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

(1) 補助事業計画書

- (2) 補助金額計算書
- (3) 建設工事見積書の写し
- (4) 自転車駐車場の位置図
- (5) 自転車駐車場の求積図
- (6) 自転車駐車場の整備平面図
- (7) 自転車駐車場予定地の土地登記簿（借地等の場合にあつては、賃貸借契約書の写し及び印鑑証明書）
- (8) 自転車駐車場予定地の公図
- (9) 自転車駐車場予定地の現況写真
- (10) 工事工程表
- (11) 収支計算書
- (12) 設置機器等の資料（機器の規格・仕様の内容が分かるパンフレット等）
- (13) 補助金の交付を受けようとする者が法人の場合にあつては、履歴事項全部証明書、代表者事項証明書及び当該法人の概要が分かるパンフレット等
- (14) その他区長が指示する書類

2 前条第1項第2号の管理費に係る補助金の交付を受けようとする者は、自転車駐車場の開設後3年間（供用開始日の翌年度4月1日から3月31日までを1年目として起算し、以降3年目までをいう。第8条第2項において同じ。）、次に掲げる書類を毎年度区長に提出するものとする。

- (1) 民営自転車駐車場育成補助金交付申請書
- (2) 補助事業計画書
- (3) 建設費に係る民営自転車駐車場育成補助金交付決定通知書の写し
- (4) その他区長が指示する書類
（補助金の交付決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、民営自転車駐車場育成補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことに決定したときは、民営自転車駐車場育成補助金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第7条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「補助申請者」という。）が補助金交付決定後、自転車駐車場建設工事の設計変更等により、工事内容を変更する場合又は工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、民営自転車駐車場育成補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第4号様式。以下「承認申請」という。）により、区長の承認を受けるものとする。

2 区長は、前項の承認申請があつた場合は、当該内容を確認し、承認したときは、民営自転車駐車場育成補助金補助事業変更・中止・廃止承認通知書（第5号様式）により補助申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに民営自転車駐車場育成補助金補助事業実績報告書兼完了届（第6号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

- (1) 工事写真及び完成写真
- (2) 竣工図
- (3) 工事に係る請求書の写し（補助対象経費の内訳が分かる書類）
- (4) 領収書の写し
- (5) その他区長が指示する書類

2 補助申請者は、自転車駐車場の開設後3年間、利用状況について毎年度次に掲げる書類を区長に提出して報告するものとする。

- (1) 実績報告書
- (2) 自転車の年間駐車台数の実績が分かる書類
- (3) その他区長が指示する書類

(補助金の交付確定)

第9条 区長は、実績報告書の内容を確認し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民営自転車駐車場育成補助金交付確定通知書(第7号様式)により、補助申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助申請者は、前条の通知を受けた後、民営自転車駐車場育成補助金交付請求書(第8号様式)を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 区長は、補助金の交付を受けた補助申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 条例又はこの要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

(4) 自転車駐車場の開設後5年の間に、第2条第1項第2号から第4号までのうち、いずれかを満たさなくなったとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助申請者に対し、期限を定めて民営自転車駐車場育成補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(第8号の2様式)により次に掲げる額の返還を命じるものとする。

(1) 運営期間(当該自転車駐車場の開設日から取消の日までをいう。以下この項において同じ。)が1年未満の場合 補助金交付額(建設費補助金の額をいう。)の全額

(2) 運営期間が1年以上2年未満の場合 補助金交付額(建設費補助金及び管理費補助金の合計額をいう。次号から第5号までにおいて同じ。)の5分の4の額

(3) 運営期間が2年以上3年未満の場合 補助金交付額の5分の3の額

(4) 運営期間が3年以上4年未満の場合 補助金交付額の5分の2の額

(5) 運営期間が4年以上5年未満の場合 補助金交付額の5分の1の額

(補助金交付の承継)

第12条 相続、譲渡又はその他の事由により、補助申請者から当該自転車駐車場を引き継ぐ者は、民営自転車駐車場育成補助措置承継承認申請書(第9号様式)を、区長に提出するものとする。ただし、補助事業の期間を5年経過した場合は、この限りでない。

2 区長は、前項の申請を受けたときは、その内容を確認し、承継することが適当と認める者には、民営自転車駐車場育成補助措置承継承認書(第10号様式)により通知するものとする。

(調査)

第13条 区長は、この要綱の規定を施行するため必要な限度において、補助申請者から報告を求め、補助金により設置された自転車駐車場の調査確認をすることができる。

(帳簿の保存)

第14条 補助申請者は、補助事業に関する収支等を明らかにした帳簿を備え、補助事業により設置した自転車駐車場の供用開始後、5年間保存するものとする。

2 補助申請者は、区長から求められたときは、前項の帳簿の写しを提出するものとする。

(財産処分の制限)

第15条 補助申請者は、補助事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)について、区長の承認を受けることなく、取得財産をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし、又は担保に供してはならないものとする。ただし、補助事業の期間を5年経過した場合は、この限りでない。

2 補助申請者は、前項の処分をしようとするときは、民営自転車駐車場財産処分承認申請書(第11号様式)により、区長の承認を受けるものとする。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、民営自転車駐車場財産処分承認通知書(第12号様式)により、補助申請者に通知するものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第16条 区長は、第11条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをし、返還を命じたときは、補助申請者に対してその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に

応じ、当該補助金の額（その一部を納付したした場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約加算金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

2 区長は、補助申請者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助申請者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第17条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助申請者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第18条 第16条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月11日杉並第66332号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月3日杉並第23637号）

1 この要綱は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に第6条の規定による交付の決定を受けている補助金については、なお従前の例による。

様式 略